

# 氷見市若年移住者奨学金返還支援補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、若年者の移住の促進等を図るため、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市若年移住者奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入日 氷見市に住民登録を行った日をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校（1年生から3年生までを除く。）及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金又は地方公共団体等の奨学資金で市長が認めるものをいう。
- (4) 市内事業所等就業者 市内において、雇用期間の定めがなく事業所で勤務する全ての役職員、個人で自ら事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する）をいう。

## (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日以降、市内に転入した者であって、当該転入した日以前に市内に居住していなかった者。ただし、地域おこし協力隊及び地域活性化企業人は除く。
- (2) 転入日において、年齢が39歳以下の者であって、転入日の属する月から起

算して 6 月以上継続して市内に居住し、10 年以上継続して居住する意思がある者

- (3) 大学等への進学時又は在学中に奨学生の貸与を受け、自ら返還している者であって、返還に滞納がない者
- (4) 奨学生の返還に対して、他の助成を受けていない者
- (5) 申請者及びその世帯員が氷見市に納付すべき市税を滞納していないこと。

(補助金の対象期間)

第 4 条 補助金の交付の対象となる期間は、申請者が市内に転入し、奨学生を返還した最初の月から起算して 120 月を限度とする。ただし、交付の対象となる期間の途中で奨学生を完済したときは、最後に返還した月までとする。

(補助金の交付額等)

第 5 条 補助金の交付額及び限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内事業所等就業者 補助金の交付申請をする年の前年の 1 月から 12 月までの奨学生の返還金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、120,000 円を限度とする。なお、連続して 3 月を超えて休職をしている期間は、同条第 2 号に該当するものとする。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）に規定する育児休業及び介護休業を取得した場合は、同号の助成の対象とする。
- (2) 市内事業所等就業者に該当しない者 補助金の交付申請をする年の前年の 1 月から 12 月までに返還した奨学生の返還金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、100,000 円を限度とする。
- (3) 前 2 号について、補助金の交付額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付申請をする年の前年において、当該年内に交付対象となる期間が 1 年に満たない場合の補助金の交付額は、前項各号の規定により得られた額に交付対象となる月数を 12 月で除した数を乗じて得た額とし、その限度額は、同項

各号に規定する限度額に交付対象となる月数を12月で除した数を乗じて得た額とする。

3 補助金の交付申請をする年の前年において、第1項各号に掲げる区分に変更が生じた場合、その日の属する月から補助金の交付額を変更するものとし、第1項各号の規定により得られた額に変更前及び変更後それぞれの月数を12月で除した数を乗じて得た額の合計額とし、その限度額は、同項各号に規定する限度額に変更前及び変更後それぞれの月数を12月で除した数を乗じて得た額の合計額とする。

4 奨学金の返還を半年賦又は年賦で行った場合は、当該返還金の額をその返還の対象となった月数で除した額を月賦で対象月において支払ったものとみなす。

5 補助金の対象期間において繰上返還を行った場合は、当該返還金の額をその返還の対象となった月数で除した額を月賦で支払ったものとし、月賦で支払った期間までを支払いしたものとみなす。

(交付額等の特例)

第6条 転入日の属する月から起算して6月以上となる月が当該年の12月末日を越える場合は、翌年の1月から12月までの奨学金の返還金の額に対する補助金の交付時に合わせて交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、12月末日現在において第3条の規定に該当することとなった後、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、毎年1月1日から2月末日（その日が氷見市の休日を定める条例（平成元年氷見市条例第3号）第1条に規定する市の休日の当たるときは、市の休日の前日）までの間に市長に提出しなければならない。

(1) 奨学金の貸与及び転入月の前月末時点の返還残額が確認できる書類（初回のみ）

(2) 居住履歴が確認できる書類（初回のみ）

- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書（初回のみ）
- (4) 氷見市若年移住者奨学金返還支援補助金申請に関する誓約書（初回のみ）
- (5) 奨学金の毎月の返還金額が確認できる書類
- (6) （市内事業所等就業者の場合）就労証明書（様式第2号）。なお、個人で事業等を行う者については自らの業を営むことが確認できる書類（登記事項証明書、確定申告書、開業等届出書等の写し）
- (7) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認める場合は、予算の範囲内において、交付及び額の確定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が、転入日から10年以内に転出したとき。

（細則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に返還した奨学金について適用する。